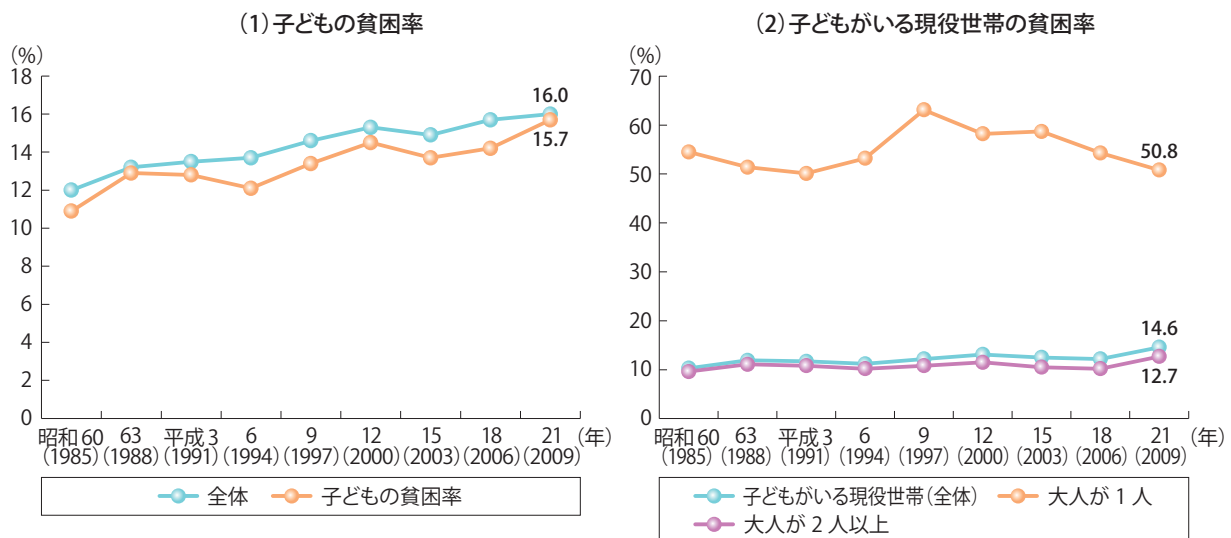


第3節 子どもの貧困

子どもの相対的貧困率は上昇傾向。大人1人で子どもを養育している家庭が特に経済的に困窮している。就学援助を受けている小学生・中学生の割合も上昇傾向。

子どもの相対的貧困率は1990年代半ば頃からおおむね上昇傾向にあり、平成21（2009）年には15.7%となっている。子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は14.6%であり、そのうち、大人が1人の世帯の相対的貧困率が50.8%と、大人が2人以上いる世帯に比べて非常に高い水準となっている。（第1-3-38図）

第1-3-38図 相対的貧困率



（出典）厚生労働省「国民生活基礎調査」

（注）1 相対的貧困率は、OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したものを用いて算出。

2 平成6年の数値は兵庫県を除いたもの。

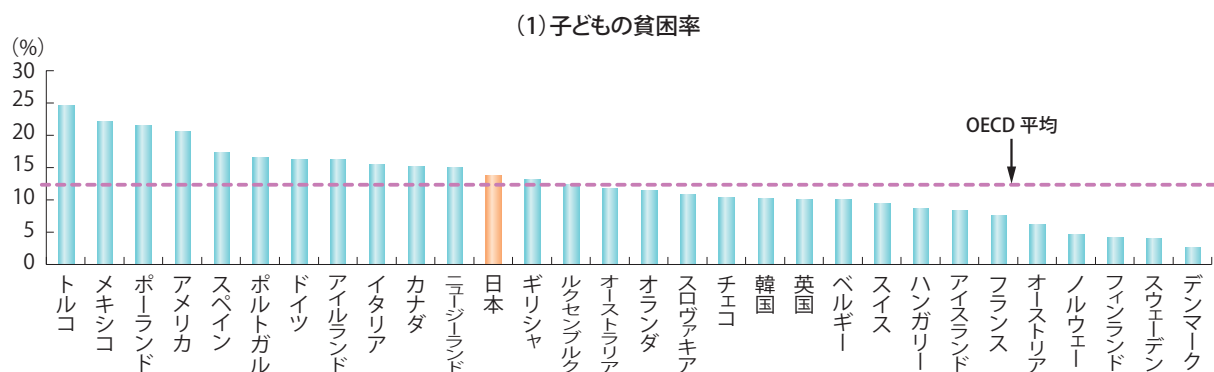
3 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

4 等価可処分所得金額が不詳の世帯員は除く。

OECDによると、2000年代半ばにおいて、我が国の子どもの相対的貧困率はOECD加盟国30か国中12番目に高く、OECD平均を若干上回っている。子どもがいる現役世帯のうち大人が1人の世帯の相対的貧困率はOECD加盟国中最も高い。（第1-3-39図）

このように、ひとり親家庭など大人1人で子どもを養育している家庭が特に経済的に困窮している実態がうかがえる。

第1-3-39図 相対的貧困率の国際比較（2000年代半ば）



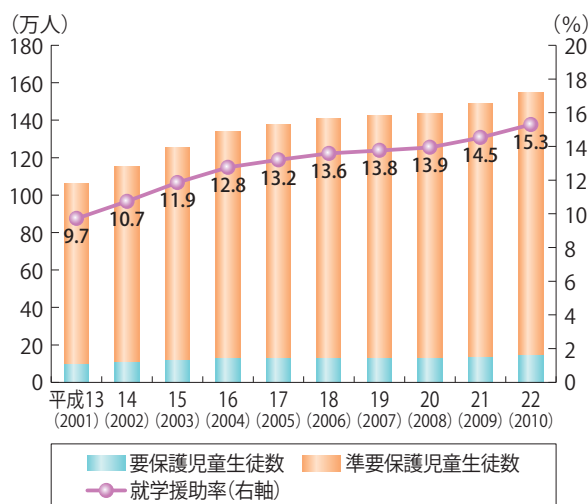
(2) 全体

	絶対的貧困率		相対的貧困率		子どもが1世帯世帯主・世帯主が15歳以上の世帯主の世帯の貧困率					
	割合	順位	割合	順位	割合	順位	割合	順位	割合	順位
オーストリア	12.4	20	11.8	18	10.1	15	10.3	18	6.5	12
オーストリア	6.8	4	5.2	5	5.5	5	24.2	8	4.5	5
ベルギー	15.8	15	10.0	10	9.9	12	25.1	19	2.3	14
カナダ	12.0	19	15.1	23	12.6	23	44.2	27	15.5	18
デンマーク	5.8	3	10.3	19	7.7	8	32.0	15	5.5	7
フィンランド	5.3	1	2.7	1	2.2	1	6.8	1	2.0	1
フランス	7.3	8	4.2	3	3.8	4	13.7	4	2.7	3
ドイツ	7.1	6	7.0	6	6.9	7	16.3	7	5.8	8
ギリシャ	11.6	17	16.3	25	13.2	22	41.5	25	10.6	16
アイスランド	12.0	21	13.2	16	12.1	16	26.5	13	11.7	23
ハンガリー	7.1	6	8.7	8	7.7	8	25.2	11	6.8	13
オランダ	7.1	6	8.3	7	7.3	6	17.9	5	6.2	10
ポルトガル	14.8	26	16.3	25	13.9	25	47.0	28	16.1	24
スペイン	11.4	18	15.5	22	14.3	25	25.6	12	14.0	27
日本(平成22年)	14.8	27	13.7	19	12.5	19	56.7	30	10.5	22
韓国	14.6	24	10.2	12	9.2	13	26.7	14	9.1	15
ニュージーランド	8.1	11	12.4	17	11.0	17	41.2	24	9.7	20
ノルウェー	10.4	20	22.2	29	19.5	29	32.0	16	16.7	26
オーストラリア	7.7	10	11.5	15	11.3	14	38.0	20	6.3	11
スウェーデン	10.8	16	15.0	20	12.5	19	30.1	21	9.4	18
スイス	6.8	5	4.6	4	3.7	3	13.3	3	2.1	2
台湾	14.6	24	21.5	28	19.2	28	43.5	26	16.4	28
オーストリア	12.9	22	16.0	25	14.0	24	33.4	17	13.3	24
オーストリア	8.1	11	10.8	14	10.0	15	33.5	18	10.2	17
オーストリア	14.1	23	17.3	26	14.7	26	40.5	23	13.8	25
オーストリア	5.3	1	4.0	2	3.6	2	7.8	2	2.8	4
オーストリア	10.7	14	9.4	9	5.8	6	18.5	6	4.9	6
オーストリア	17.5	28	24.0	30	20.3	30	39.4	22	20.8	30
英国	15.3	13	10.1	11	10.9	11	23.7	9	6.1	9
オーストリア	17.1	29	20.6	27	17.6	27	47.5	29	13.6	26
オーストリア	10.8		12.4		10.6		30.8		5.4	

(出典) OECD (2008) "Growing Unequal? INCOME DISTRIBUTION AND POVERTY"

経済的理由により就学困難と認められ就学援助¹⁹を受けている小学生・中学生はこの10年間で年々増加しており、平成22(2010)年には約155万人となっている。就学援助率は15.3%と過去最高である。(第1-3-40図)

第1-3-40図 小学生・中学生に対する就学援助の状況



(出典) 文部科学省「都道府県・市町村別の教育・社会・経済指標データセット」[学校基本調査]

(注) 1 学校教育法第19条では、「経済的理由により就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされており、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者とそれに準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認めた者（準要保護者）に対し、就学援助が行われている。

2 ここでいう就学援助率とは、公立小中学校児童生徒の総数に占める就学援助受給者（要保護児童生徒数と準要保護児童生徒数の合計）の割合。

19 「学校教育法」(昭22法26) 第19条では、「経済的理由により就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされており、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者とそれに準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認めた者（準要保護者）に対し、就学援助が行われている。http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/05010502/017.htm